

～毎月10日は人権を考える日～

子どもの虐待について考える

親の虐待による子どもの死に関するニュースが日々報道されています。2018年3月8日の時事通信によると、警察庁のまとめで、全国の警察署が2017年に虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、前年比約20%増の6万5431人に上ることが分かりました。これは、13年連続の増加で過去最悪です。

1 虐待の種類

身体的虐待	外傷を生じさせたり、暴行をしたりすることで、最も多く起きているのは、殴る、蹴る、おぼれさせる、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、閉じ込めるなどです。
性的虐待	子どもに性的な行為をしたり、させたりする、性的なものを見せる、ポルノの被写体にするなどの行為が該当します。
ネグレクト (養育放棄)	学校へ行かせない、食事を与えない、服を替えさせない、不潔なままにする、病気になっても病院へ連れて行かないなど、いわゆる育児放棄のことです。
心理的虐待	言葉による暴力、おどし、無視、いつも兄弟姉妹と比べてなじるなど、子どもに著しい痛手、傷つける言動です。

2 私たちができること

虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合には、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に通告しなければならない。(児童虐待防止法第6条) ですから、ためらわず、関係機関に通告することが大切です。

189番にかけると児童相談所につながるようになっています。

「虐待かもと思ったらいち・はや・く(189)」

なお、市内の相談窓口としては、次の2か所があります。

西条市役所本庁 子育て支援課内 家庭児童相談室 直通☎(0897) 52-1370
東予総合支所 市民福祉課内 家庭児童相談室東予分室 直通☎(0898) 64-6767

1人で
悩まないで!

